



STOP! 介護崩壊 介護ウェブ 2009 推進ニュース

— 介護ウェブの “Big Wave” をおこそう! —

取り組みを具体化し8月末までに250,000筆の署名を集め介護改善要求を国会に届けよう!

**調査項目に係る定義の修正を行い9月30日をもって経過措置終了へ
更新申請者の経過措置を適用しなかった場合の「二次判定結果」では軽度化が明らかに**



「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」(座長：慶応義塾大学教授・田中滋氏)の第3回目の会合が7月28日に開催され、「認定調査員2009」で定義されている調査項目の評価基準等の修正を行った上で、9月30日をもって経過措置を終了し、10月1日から新制度へ完全移行することが確認されました。厚労省が新たに示した調査結果によると、更新申請者の経過措置を適用しなかった場合の「二次判定結果」では、「前回よりも重度に判定された」比率はほとんど変化はありませんでしたが、「前回よりも軽度に判定された」比率は19.5%となり、2008年4・5月判定と比べて7.0ポイント増加し、2009年4・5月判定の経過措置適用後との比較では、15.4ポイント増加していることが明らかになりました。

4つの評価軸と個別調査項目の定義について修正を提案 自治体等からも意見徴収を行い修正へ

鈴木老人保健課長は、「認定調査員テキスト2009」の導入によって、新制度導入の大きな目的であった自治体間の項目選択率のバラツキが是正されたと評価。しかし、いくつかの項目については、逆にバラツキが大きくなり、自治体等から質問・意見が多く寄せられ、「認定調査や認定審査会にとって理解がしやすいものではなかった可能性がある」と述べました。その上で、バラツキが大きくなった項目や、自治体等からの質問・要望が多く寄せられた調査項目について、「4つの評価軸」と、「個別調査項目の定義」についての修正提案が行われました。



「4つの評価軸」の修正提案の大枠として、「2006年テキスト」は、いろな考え方がまざり評価のバラツキが大きくなったため、「2009年テキスト」で定義を統一したが、今回、新たにバラツキが大きくなった項目についての修正点を提案。具体的には、①「実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、※実際に行ってもらった状況で選択」を、「※より頻回な状況で選択」、②「起きあがり等の項目で、自分の身体の一部を支えにして行う場合、※できるを選択」を、「※自分の身体の一部を支えにして行う場合、何かにつかまればできるを選択」、③「※実際に行われている介助により選択(不適切な状況については特記事項の記載のみとし、選択には反映できなかった)」を、「※実際に行われている介助が、不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択」(原則と例外を逆にする)、④「生活習慣等によって行為が発生していない場合は、※介助なしを選択して、状況を特記事項に記載」を、「※類似の行為で評価できる」と、修正点を提案しました。

「個別調査項目の定義」の修正については、2009年テキストで、「排便(生活機能・第2群)」は、「使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、直後の世相ではないため、ふくまれない」としているのを、「使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、回数に関わらず排尿後の後始末として評価する」と、厚労省の修正提案の内容に対し、高見国生委員(認知症の人と家族の会代表)は、「ポータブルトイレの後始末だけの評価ではなく、トイレへの誘導も含めて評価すべき」と意見述べ、各委員からも、細かな修正評価の文言については、それぞれ精査した上で後日、意見を厚労省に上げ集約し整理する必要があると提案があり、併せて自治体等からの意見も徴収し、決めていくこととなりました。

お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp